

平成 30 年度

新分野海外展開支援事業

公募要領

【事前相談期間】 平成 30 年 5 月 7 日（月）～ 平成 30 年 5 月 30 日（水）

【応募受付期間】 平成 30 年 5 月 7 日（月）～ 平成 30 年 5 月 31 日（木）

【問い合わせ先】 有限責任監査法人トーマツ 那覇事務所

新分野海外展開支援事業事務局

担当：屋嘉比、高橋

〒900-0015 沖縄県那覇市久茂地 2-9-7 住友生命那覇久茂地ビル

TEL：080-4354-2885 FAX：098-866-8691

E-mail：tvs-naha@tohmatu.co.jp

目 次

	ページ
1．事業の概要	1
(1) 目的	
(2) 事業の概要	
(3) ハンズオン支援内容	
2．応募の要件	2
3．応募手続き	2
(1) 募集期間	
(2) 応募書類	
(3) 申請に関する注意	
(4) 提出先及び問い合わせ先	
(5) インターネットの利用	
4．審査について	4
(1) 審査方法	
(2) 採否決定の通知	
5．海外展開調査の開始	4
(1) 申請内容の公表	
(2) 交付決定の取り消し	
(3) 継続評価	
【別添】提出書類フォーマット	
・応募申請書（様式1）	
・企業概要書等（様式2 - 1～2 - 3）	
・支援事業ビジネスプラン等（様式3 - 1～3 - 3）	
・経費明細書（様式4）	
・本件に関する連絡先（様式5）	
・暴力団員等に該当しないことの誓約書（様式6）	

有限責任監査法人トーマツ（以下、トーマツ）では、平成 30 年度に沖縄県からの委託を受けて、「新分野海外展開支援事業」を実施しますので、本事業に係るプロジェクトを以下の要領で広く募集します。

1. 事業の概要

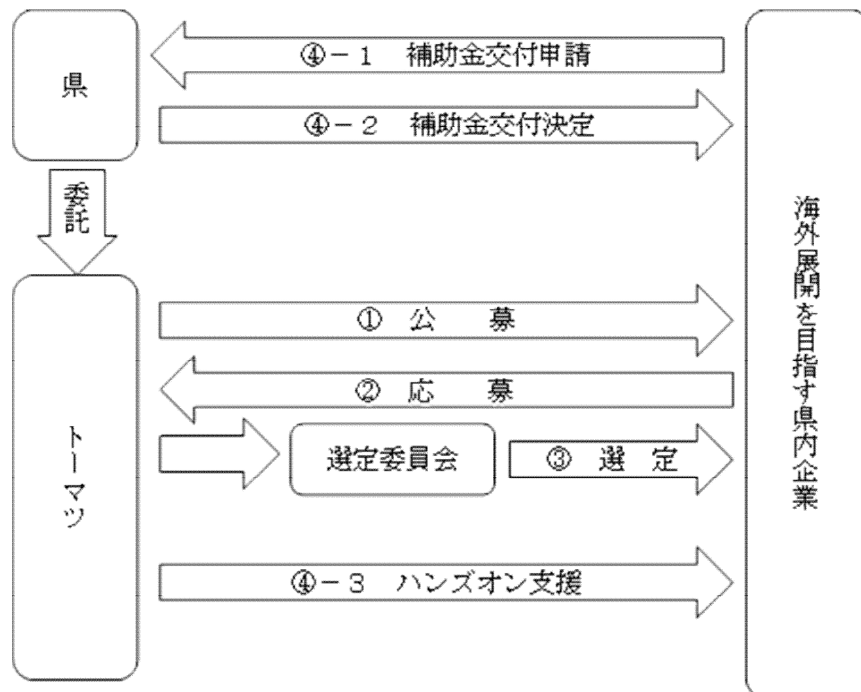
(1) 目的

本事業は、今後、海外においてサービス業等の分野の需要拡大が見込まれることを踏まえ、県内企業が海外で新たなサービスを提供する上で必要な調査及びプロモーション等に要する経費を補助することにより、県内企業の海外展開を促進し、サービス業等の成長発展を図ることを目的としています。

(2) 事業の概要

選定委員会で選定した企業に対し、県が補助金（上限 300 万円、補助率 9/10 以内）を交付するとともに、トーマツが海外展開のための市場調査等に関する専門的な支援を行います。

県が交付する補助金に関する詳細は、新分野海外展開支援事業補助金交付要綱を、応募に関する手続きは、新分野海外展開支援事業公募要領（この文書）をご覧ください。



～ 3 までの数字は、手続きの順番を表しています。

補助金に関する手続きは、交付決定までの主な手続きを記載しています。詳しくは新分野海外展開支援事業補助金交付要綱をご覧ください。

支援は、最長 2 年受けることができます。ただし、委員会で審査の上、継続して支援することが適当と認められた場合に限りです。

(3) ハンズオン支援内容

トーマツによる面談の上、海外進出の背景、目標、社内リソース、事業仮説などを理解した上で、調査地域の絞り込みを行います。

選定した調査対象地域に対して必要に応じて調査会社と共同で、専門的な事前市場調査を行います。

市場調査から得られたデータ等を分析し、海外展開を行う上で最適なパートナーを選定するための助言を行います。

プロモーションパートナーとの協議の場にトーマツも参加し、プロモーション施策の方向性の決定、施策策定及び実行支援をハンズオンで行います。

2. 応募の要件

申請者は、応募時点で次の要件を全て満たしていることが必要です。なお、応募の要件に適合しないと判断された場合は、審査の対象とならない場合があります。

「サービス業等」の事業者であること。ここで「サービス業等」とは日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業のうち、次の各号に掲げる事業を除いたものをいう。

- (1) 大分類 A 農業、林業に属する事業
- (2) 大分類 B - 漁業に属する事業
- (3) 大分類 C - 鉱業、採石業、砂利採取業に属する事業
- (4) 大分類 D - 建設業に属する事業
- (5) 大分類 E - 製造業に属する事業

沖縄県内に本店を有する企業であること。

新たに海外展開を行おうとする企業であること。

3. 応募手続き

(1) 募集期間

【応募受付】平成 30 年 5 月 7 日(月) ~ 平成 30 年 5 月 31 日(木) 17 時

【事前相談】平成 30 年 5 月 7 日(水) ~ 平成 30 年 5 月 30 日(水)

事前相談を希望する方は、(4)問い合わせ先へご連絡下さい。

(2) 応募書類

以下の申請書類、添付資料、参考資料を提出して下さい。

【申請書類】(正本 1 部(片面印刷)、副本(写し) 12 部(両面印刷・左側 2 穴パンチ))

平成 30 年度「新分野海外展開支援事業」応募申請書(様式 1)

企業概要書等(様式 2 - 1 ~ 2 - 3)

支援事業ビジネスプラン等(様式 3 - 1 ~ 3 - 3)

海外展開支援事業に関する経費明細書(様式 4)

本件に関する連絡先(様式 5)

暴力団員等に該当しないことの誓約書(様式 6)

~ を記録した電子媒体(CD-ROM または USB メモリ)をあわせて提出すること。

申請書類は、過不足なく、かつ理解しやすいように簡潔に記載(日本語で作成)すること。

【添付資料】(正本 1 部)

会社の登記事項証明書(発行後 6 カ月以内のもの)

直近 2 カ年の決算書(確定申告時に提出した損益計算書、貸借対照表)

未決算の場合は、直近月末の中間決算書

直近 2 カ年の事業に係る法人税(証明書の種類:「その 3 の 3」)、法人事業税、法人県民税、法人市町村民税の納税証明書(未納の税額が無いことの確認として提出して頂きます。)

【参考資料】(正本 1 部、副本(写し) 12 部(両面印刷・左側 2 穴パンチ))

審査に際し、参考となる資料(会社概要、既存サービスのパンフレット等)があれば提出することができます。参考資料が複数ある場合は、一式にまとめて下さい。

なお、書類に不備等がある場合は審査対象とならないことがありますので、公募要領及び応募書類フォーマットを熟読の上、申請書様式に従って記入して下さい。様式に記載された項目の変更はしないで下さい。また、審査を行う上で、追加資料の提出をお願いする場合があります。

提出された応募書類は返却しません。これら提出書類は、審査の目的のみに使用し、すべての内容を機密保持します。

(3) 申請に関する注意

同一事業者の応募は、原則 1 社 1 件とします。

同一事業者が同一の課題又は内容で、既に国等の公的助成制度（委託事業を含む）による助成を受けている場合、又は採択が決定している場合は、審査の対象から除外され、採択の決定が取り消されることがあります。

採択に至った場合でも、補助金交付額は審査の結果及び予算等により申請額から減額することがあります。また、事業内容について、内閣府の事前確認が必要であり、その結果によって、交付決定がなされない場合があります。

(4) 提出先及び問い合わせ先

有限責任監査法人トーマツ 那覇事務所

新分野海外展開支援事業事務局

担当：屋嘉比、高橋

〒900-0015 沖縄県那覇市久茂地 2-9-7 住友生命那覇久茂地ビル

TEL：080-4354-2885 FAX：098-866-8691 E-mail：tvs-naha@tohmatu.co.jp

受付時間 月曜日～金曜日（祝祭日を除く）/9:30～17:00（12:00～13:00 除く）

郵送又は持参で提出されたものを審査の対象とし、FAX及びメールによる提出は受け付けておりません。

締切を過ぎての提出・差し替えは受け付けられません。

郵送等の場合、配達等の都合で締切時刻までに届かない場合がありますので、期限に余裕をもって送付ください。

(6) インターネットの利用

本公募要領、申請様式等は下記ホームページにも掲載予定です。

新分野海外展開支援事業ウェブサイト

ホームページアドレス：

http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/asia/shinbunya_seika.html

4. 審査について

(1) 審査方法

申請されたプロジェクトについて、下記の審査を行います。

【第一次審査（書類審査）】

書類審査を行い、上位数社を選定します。選定された事業者に対しては、結果及び第二次審査（プレゼンテーション）実施日時等を通知します。

【第二次審査（プレゼンテーション）】

第一次審査を通過した申請について、選定委員で構成される「選定委員会」において審査を行います。

トーマツは、選定委員会の審査結果を踏まえ、事業者を採択します。

なお、上記の審査はいずれも非公開で行いますので、審査の経過に関する問い合わせには応じられません。

(2) 採否決定の通知

審査後、採択・不採択については、トーマツから申請者に通知します。

採否結果の通知時期は、平成 30 年 6 月中旬頃を予定しています。

(3) 補助金交付申請書の提出

採択された事業者はトーマツの指示に従い、速やかに補助金交付申請書を県（商工労働部アジア経済戦略課）に提出して下さい。

5. 海外展開調査の開始

申請者は、補助金交付決定後（平成 30 年 7 月下旬予定）に対象事業を開始することになりますが、以下の点に留意して下さい。

(1) 申請内容の公表

採択された事業については、申請者の企業名、事業の概要及び海外展開調査の予定地域等を新聞、セミナー等にて公表することがあります。

なお、公表する内容については、事前に調整させていただきます。

(2) 交付決定の取り消し

申請内容の虚偽、補助金の重複受給等が判明した場合は、交付決定後であっても交付決定を取り消し、補助金の返還請求、罰則の適用が行われることがあります。

(3) 継続評価

交付決定は補助期間（1 年目・平成 30 年度）の申請内容に関するものであり、2 年目以降の補助事業に係る交付決定に関しては、年度末（平成 31 年 3 月中旬頃）に行われる継続審査委員会にて、事業の継続評価を実施し、次年度の補助継続について可否を決定します。継続審査委員会の結果を受けて改めて補助金交付申請書を提出していただきます。